

令和4年度農業インターンシップ事業 実施要領

令和4年4月28日
公益社団法人日本農業法人協会

第1 事業の目的

公益社団法人日本農業法人協会（以下「本協会」という）は、農業経験に乏しい就農希望者が、農業法人等でインターンシップ（就業体験）を行うことにより、農業についての知見を深め、体験先の従業員等とともに農作業を経験することで自らの農業適性を確認し、農業法人等への就業後、農業知識や経験の不足等による早期離職等のミスマッチを防ぐことを目的に事業を行う。

併せて、インターンシップを受け入れる農業法人等（以下「体験受入先」という）においては、自社の人材確保に資する活動並びに就業体験者の農業への理解促進や就業意欲喚起につながる活動として事業を行う。

第2 事業の実施

農業インターンシップ事業（以下、「本事業」という）は、農林水産省の補助（令和4年度担い手育成・確保等対策事業（新規就農者育成総合対策のうち農業人材確保推進事業（農業インターンシップ支援））を受けて実施する。

第3 事業の内容

1 体験受入先の要件

体験受入先は、次の要件をすべて満たすこととする。

- (1) 新たに正規従業員を雇用する意向があること
- (2) 新規就農者の育成・指導に情熱を持って積極的に取り組む経営であること
- (3) 経営管理、生産技術、販売戦略等の総合的な経営能力が優れていること
- (4) 農業経営を通じて地域振興に積極的に寄与していること
- (5) 別添1「農業インターンシップ事業 体験受入に際しての留意点」、
「農業インターンシップ 体験受入ルールブック」に則って受入を行うこと
- (6) 本協会が別に定める事項について誓約していること

2 就業体験者の要件

就業体験者は次の要件（以下、「就業体験者要件」）をすべて満たすこととする。

- (1) 農業法人等への就業を希望する者
- (2) 農業に関心のある者
- (3) 満16歳以上
- (4) 別添2「就業体験を希望する皆様へ 農業インターンシップの目的とルール」に
則って体験を行うこと
- (5) 本協会が別に定める事項について誓約していること

3 対象期間等

就業体験の期間は連続した2日以上6週間までとする（1日のみの体験は不可）。体験時間は、原則1日8時間とし、1週間のうち40時間を超えないよう休日等を設ける

よう努めるものとする。

4 体験コース

宿泊を伴う以下の体験コースを原則とし、宿泊での実施が困難な場合に、体験者、受入先双方が合意した上で通いででの体験も可とする。

①学生・社会人 一般体験コース	対象は学生及び社会人とする。宿泊を伴い、連続した2日以上6週間（42日間）までの期間で行う就業体験
②社会人週末体験 コース	対象は社会人のみとする。現在就業中の希望者が、自身の休日等を利用して行う就業体験。宿泊を伴い、連続した2日以上の日程を複数回組み合わせを行い、初回から最後の日程までの期間は概ね2ヶ月までとする。

5 事業実施予定数

就業体験者数：800人、体験受入先登録数：300法人

6 費用負担・助成

- (1) 体験受入先までの交通費は就業体験者の負担とする。就業体験のための費用（宿泊費、食費含む）は、体験受入先の負担とする。
- (2) 就業体験者は本協会が定める傷害保険に加入し、費用は本協会が支出する。
- (3) 体験受入先には、1就業体験者当たりの受入期間に応じて次の通りの受入助成金を支給する。なお、体験中止等により受入期間が1日以下となった場合は支給しない。

受入期間（※）	2～4日	5～7日	8～14日	15～28日	29～42日
受入助成金額	8,000円/人	15,000円/人	17,000円/人	20,000円/人	28,000円/人

（※）通いで体験を行った場合の休日は受入期間の対象日としない。

- (4) 就業体験者への報酬は支給しない。

7 就業体験実施上の留意点

体験受入先は、就業体験者を単に労働力としてとらえることのないように、就業体験者向けカリキュラムの導入等を徹底するとともに、役職員による新型コロナウイルス感染防止対策やハラスメント等の防止対策を徹底するなど、「体験受入ルールブック」の内容を遵守すること。

なお、就業体験者の受け入れにあたって、法令及び本事業で定めるルールの違反や、体験者から苦情を受ける等のトラブルを確認した場合には、一定期間、本事業の体験受入先から除くものとする。なお、トラブルの原因を特定し再発防止策が適当であると確認できた場合は、本事業の対象に戻すことができるものとする。

第2 就業体験実施の流れ

1 体験受入先の募集及び登録

本協会は、本事業のホームページや就農相談会等を通じて幅広く体験受入先を募集するとともに、農業法人等を対象に就業体験の受け入れ意向調査を行い、受け入れを希望する農業法人等の名称、所在地、経営内容、就業体験の内容等を記した台帳（様式体第1号を元に作成）を整備する。

また、新規就農者の定着のための雇用前の就業体験としてあらかじめ体験の受け入れが決まっている場合において、体験受入先の要件を満たし、体験カリキュラム等を導入している法人等であれば、台帳への登録を行わずに本事業の対象とする。

2 就業体験者の募集

本協会は、本協会及び全国新規就農相談センターのホームページにインターンシップに関する情報を掲載し就業体験者を広く募集する。

社会人向けには、就農相談会関連の資料での説明や来場者へのパンフレット等の提供を実施する。また、公共職業安定所（ハローワーク）に体験を促すパンフレット等を提供して転職を希望する社会人に周知するほか、総務省が設置する「移住・交流情報ガーデン」等に配布用パンフレットを常備する。

学生（大学生、高校生等）向けには、全国の農業高校、道府県農業大学校、民間研修教育施設、国公立大学などに、就業体験意欲を喚起するパンフレット等を提供するとともに、学生が参加する就職説明会やセミナー等において就農に興味を抱く学生の就業体験への参加を呼び掛ける。

また、他の就農促進関連事業実施主体と情報交換し、それぞれの事業実施主体の持つネットワークを互いに活用しながらより広い層へのアプローチを行い、効率的な連携を図る。特に「新・農業人フェア」についてはインターンシップ説明ブースを出展し、事業の周知を行う。

3 就業体験希望者の申込みと体験受入先のあっせん

就業体験希望者は、氏名、住所、希望する体験内容等を記した「農業インターンシップ体験申込書（様式体第2号）」及び「誓約書（様式体第3号）」を提出し、本協会が希望等を考慮して体験受入先をあっせんする。

本協会のあっせんを受け体験希望者の受入れが決定した体験受入先は、「受入承諾書兼誓約書（様式体第4号）」の提出をもって受入確定とする。

4 実施状況報告と助成金申請

体験受入先は、就業体験の内容や就業体験者の評価、採用意向等について、「農業インターンシップ実施状況報告書兼助成金交付申請書（様式体第5号）」に取りまとめ、就業体験の終了後10日以内に本協会に提出する。

また、就業体験者は、就業体験の内容や農業への就業意向等についての「農業インターンシップ体験報告書（様式体第6号）」を就業体験の終了後、10日以内に本協会に提出する。

5 就業体験者の採用状況の確認調査

本協会は、体験受入先に対し、年度末までに就業体験者の採用状況についての確認調査を行う。

第3 個人情報の管理について

本事業の実施に関して収集した個人情報については、本協会の個人情報保護規程に基づき適切に管理する。

第4 施行日

本実施要領は、令和4年4月28日から適用する。

以上